

今回は2点、「選挙の公営について」「養育支援訪問事業について」質問をさせていただきます。

6月の市議会議員選挙を終えた今、だからこそ、このテーマの質問をさせていただきます。まず、「選挙の公営について」お伺い致します。

市議会議員選挙が6月に執行され、改選後初めての一般質問です。

私は今期、2期目となりましたが、この2回の選挙を経験した中で感じた選挙に関わる予算、公費負担に特化して質問をさせていただきます。

選挙公営とは、国または地方公共団体が、その費用を負担して選挙運動の費用を負担する制度です。市議会議員選挙の場合、選挙公営の種類として、次の4つがあります。

公費負担として、選挙運動用の自動車の使用、ドライバーの日当やガソリン代、ポスターの作成、ビラの作成、通常葉書の交付があります。

選挙公費上限まで、公費で負担が出来る制度です。

4年ごとの選挙前になると、市民オンブズ尼崎が『あなたがつける尼崎市議会議員の議員通信簿』を発行します。

尼崎市議会議員通信簿一覧表や、選挙公費助成請求額ランキングワーストテンや、一般質問や常任委員会の発言回数のベスト・ワーストランキング等が掲載されています。

「議員通信簿」で、つけられた点数は公表されている、尼崎市議会議事録等から数値化できるデータを拾い上げて点数をつけていて、お聞きすると、常任委員会の発言数は1つの質問に2度、3度、連続質問を行った場合も1回とカウントしている、とのこと。

この議員通信簿に評価されようと思って、続けて質問をしなければ発言回数を稼ぐことが出来ません。

そして、議長、副議長は一般質問等をする事が出来ませんし、常任委員会の委員長は、副委員長と変われば発言できますが、ほぼ質問はできません。

備考欄によく分からない加点はありますが、根拠も分かりません。

各議員に対して、このような点数のつけ方について、疑問に思います。

この議員通信簿の中に、選挙公費助成受取額のベストファイブ、ワースト5が掲載されています。公費を多く使った候補者は“悪”のような書き方をされ、市民は困惑しています。

選挙管理委員会所管の公費負担金等は、4年前の平成29年度の予算額は4,338万円で、決算額は3,432万9千円です。

令和3年度予算は、4,441万9千円で、8月20日時点の決算見込みは、3,493万5千円です。

4年前から、予算額で103万9千円が増額になっているのは、今回から選挙中に配布出来るようになった、選挙運動用ビラの頒布解禁により、公費負担制度が拡充され、予算が加わった為です。

Q1-1：ここで質問です。令和3年度は、公費負担の予算の不要額は948万4千円、平成29年度も905万1千円余らせており、今年も4年前も全体の21%執行されていません。

予算に対して、20%以上もの金額の不用額が出たことについて、数字の齟齬がないか、予算を見直すべきなのか、どのようにお考えでしょうか。 選挙管理委員会と資産統括局のご見解をお聞かせ下さい。

次に「養育支援/訪問事業について」お伺い致します。

子育てにおいて「養育訪問事業」は、国から下りてきている支援事業で子どもの養育に関して支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援を受けることが困難な家庭に保健師、助産師、保育士、ヘルパーが出産予定日の前から産後に訪問し、個々に問題を抱えている家庭に保健師や看護師等の専門職が、適正な養育支援を行う事業です。

本市では妊娠が分かり、母子手帳を受け取り、子育て経験がまだない世帯や子育てに不安を抱えている家庭や孤立を抱え、相談や聞き取りをする「こんにちは赤ちゃん事業」等の相談事業はおこなっていますが、他都市では既に実施している産後のケア、育児・家事支援はまだ、実施されておられません。

産後は、生まれたばかりの赤ちゃんと24時間一緒に過ごします。

特に1人目の赤ちゃんを出産した時は、母親も初めてのことで育児書に書かれていることを想定していても違う事が多々あります。

私も経験者ですが、なかなか寝てくれず、ほとんど24時間起きている

状況で、フラフラになりながら授乳をして母乳が出なく、完璧な母親にならなくては・・・と思ひ込み、母親失格だと落ち込んだ記憶が

あります。私の場合は実家の助けがありました。が、ご家族が遠方にお住まいだと助けがない方もおられるでしょう。

市民/意識調査結果によれば、相談相手がなく、妊娠や出産に関する悩みや不安を抱えたまま、家庭や地域で孤立している妊産婦の存在も見受けられます。本市において、ハタチ未満で出産する割合は国、県と比較しても高く、「身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境がある」と感じている市民の割合が50%を下回っており、適切なアドバイスができる窓口の設置が必要になっています。

資料をご覧ください。

昨年、令和2年3月の予算特別委員会で、藤野かつとし議員が「養育支援訪問事業」について質問された中で、「本市社会福祉協議会では、産前産後の時期や、家庭の事情等により家事が困難な家庭に、「子育て応援ヘルパー」を派遣する事業を実施しているところです。」と、こども青少年局長が答弁されています。

「子育て応援ヘルパー事業」は、産前・産後の間もない時期や家庭の事情等により、家事が困難となっている家庭に、ヘルパーを派遣し、洗濯・料理・掃除等の日常欠かせない家事等を手伝い、子育ての支援を行う事業です。

利用料金は、1時間あたり2,500円で、通常2時間の利用になる方が大半ですから5,000円が必要です。

年会費2,000円を支払い、社協/賛助会員になれば、利用料は1時間1,500円、2時間3,000円で利用が出来ます。

平成 27 年から過去 6 年間の利用実績は、2 名から 11 名で 12 回から 209 回、23 時間から 327 時間の利用でした。

Q2-1:ここで質問です。利用したくても、家計に余裕がある方しか、利用することが出来ないことは問題であると思いますが、どのように思われますか。

次の登壇からは一問一答で質問します。

#### 一問一答

Q1-2: 公職選挙法では、お金のかからない選挙制度の実現とともに、候補者の選挙運動に係る経費の負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図る手段として「選挙公営」制度が設けられております。

私は、各候補が何を目指して、どう市民に発信するのか、街宣車や選挙ポスターやビラは、各候補者にとって特色が出るもので、デザインや写真で、手に取ってもらい、興味をもってもらい、選挙には大きく影響が出るものだと思っています。

各候補者が自分の PR のために予算分をきっちりと使ってこそ、目標、目的があつての予算立てであります。

ここで質問です。予算とは計画として全部執行すべきであると考えますが、計画した通りに事業が、執行出来たと思われますか。

過去に、市民オンブズ尼崎に所属されていた議員は、一般会計予算で討論も反対もせず、賛成されています。彼らのホームページには「尼崎市役所・市議会、兵庫県庁・県議会の税金の無駄遣いを監視しています。私たちの苦しい家計から納めた税金の無駄遣いを許すことはできません。」と書かれています。

選挙にかかる公費額が多くて、無駄だと思っているなら予算議会で、反対や減額修正を提案すべきだと思います。

昨年、市民オンブズ尼崎から「選挙運動用ポスターに係る公費負担額の見直し等について」の陳情が提出され、条例で上限が決められている為、満額を請求しても法律上の問題はない、と、市民オンブズ尼崎側は記載しています。

決められた予算の枠内のルールを守っていれば、問題はありません。

しかし、印象操作で、評価が悪くなることを避ける為に、公費請求をせずに自己負担をしたり、街宣車を使用しなかったケースが見受けられます。

誰もが挑戦しづらくなりますし、また投票にも影響が出て、現実に市政に影響を与えていると私は感じています。

Q2-2:次に「養育支援訪問事業」についてお伺い致します。

この事業は国から下りてきた施策（しさく）ですが、そのうち、育児・家事援助の支援をもっと早く、これまで

進められなかったのでしょうか。

Q2-3：若者の妊婦及び妊婦健康診査や妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を、特に必要とする家庭や出産後まもない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭に、妊娠期から出産後間もない時期に、養育支援を必要とする家庭に対し、育児支援専門員（助産師、保健師、看護師、保育士）を2週間に1回程度継続して派遣し、養育者の不安に対し助言指導等を行う、「育児支援専門員/派遣事業」と、家庭訪問、面接・電話相談及び関係機関との連携により、養育者の不安に対し助言指導を行う、「市保健師・精神保健福祉相談員による支援」が本市では行われております。

令和元年度の、育児支援専門員/派遣事業は、決算額4,976,240円、令和2年度は5,341,348円で、今年度の予算額は5,434,000円です。

また、市保健師・精神保健福祉相談員による支援は、対象妊婦約1,200人に対して、訪問等は1回2時間、2回とすると1年間4,800時間を保健師45名が活動している計算になります。

そして、「いくしあの児童ケースワーカーによる支援」は、家庭訪問、面接・電話相談及び県児童相談所などの関係機関との連携により、養育者の不安に対して助言指導を行う事業です。

児童ケースワーカーは、中学校区ごとに1名体制の17名とケースワーカーを指導するスーパーバイザー5名が、少なくとも1日3時間、月15日は家庭や学校を訪問しています。

Q2-4： 助言指導を行う、と記載されていますが、助言をするだけですか。

専門員の方々が、時間を割いて相談訪問をされていますが、これだけの時間をかけて、対象者の方は無事に子育てができるようになったのでしょうか。

これらの事業の評価は何をもって行うのでしょうか。

若年の養育者に対する育児相談や指導は、時代の変化で、現代は対面からインターネットの中での交流が主流となり、対面でのコミュニケーションが取りにくくなりました。

核家族も進み、どう親になっていいのかわからない、料理や掃除が十分に行われていない家は、子どもの食事等に問題が出て来て、ネグレクトになる危険があります。

専門職の方からお話をお聞きして、アプローチの仕方が重要であると感じます。

ただ単に、育児ヘルパーの方に部屋の掃除をしてもらい、食事を作ってもらい、ではなく、

「子育てって大変でしょう、しんどいね。今日は一緒に離乳食を作りましょう。

離乳食を小分けにして冷凍ストックしておけば経済的だし、お母さんも楽でしょう。」と、寄り添い、知らない、わからないことを一人で抱え込まなくても良いのだ、と関係性が作れる専門職の力が必要です。

養育支援/訪問事業では、保健師等が派遣されていますが、現在の養育支援訪問事業/専門員の情報をヘルパーと共有すれば、より効果的な家庭へのサポートが出来ると思います。

Q2-5 : 質問です。

虐待にも対応できる、養育支援訪問事業/専門員と現場に入られる家事支援のヘルパーとの連携について、ご見解をお聞かせ下さい。

本市と人口規模が近い、近隣都市の例を挙げると、西宮市では、派遣ヘルパーの利用は所得に応じて無料、450円、900円です。

明石市は、明石こどもセンター（児童相談所）が児童虐待の支援に絞った事業で、「子育て訪問相談」の利用額は、無料または派遣1時間につき、400円です。

「明石市産前・子育て応援ヘルパー派遣」は、所得に応じて2時間分無料、300円、700円で育児援助ヘルパーを依頼出来ます。

姫路市は、専門的相談支援も育児・家事支援も無料です。

Q2-6: 本市でも参考にされて、独自で育児支援ヘルパー事業を実施するお考えはありませんか。

もしくは委託で、現在、社会福祉協議会が行う、「子育て応援ヘルパー事業」に補助金を上乗せして、受益者負担なしで、実施されてはいかがでしょうか。

Q2-7: いくしあとの連携も必要です。

平日に仕事がある方の為に、毎週とは言いません。

月に、土日を1回でもあけていただくことは出来ないでしょうか。

Q2-8: 問題視されている、ヤングケアラー世帯にも「子育て応援ヘルパー」を入れることについてご所見をお聞かせ下さい。